

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日から、A会社を元請とする、B建設工事現場（以下「事業場」という。）において、溶接工として就労していた。
- 2 請求人によると、同年〇月〇日、事業場において重さ約〇kgのL型材を切断するため、同材を手で持ち上げて取付場所まで運ぶ作業を〇～〇回繰り返したところ、右腕、右足が痛くなり、その後両腕から背中に痛みを感じるようになった。請求人は、同月〇日、C病院に受診し「右頸肩腕症候群」の傷病名で加療し、以後、複数の医療機関において療養した結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、就労不能の状態にあることから残存する障害の程度は障害等級第2級に当たると主張するので検討する。当審査会において、請求人の同主張を踏まえて再度一件記録を精査したが、決定書理由で説示するとおり、請求人に残存する障害は、「局部に神経症状を残すもの」に当たり、障害等級第14級を超えるものではないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。